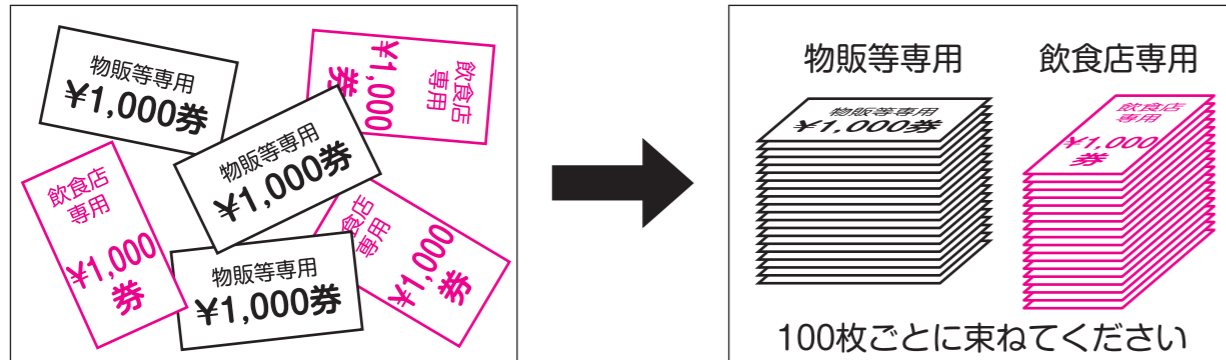


【解説】商品券の整理・集計と精算の手続きについて

受取商品券の整理、集計等は以下を参考に行ってください。
 取扱枚数が著しく多い事業所、独自に商品券取扱規定等がある事業所は別途ご相談下さい。

①商品券の整理をしてください。

・複数の店舗で両方取り扱いの場合は、商品券の種類ごとに整理をしてください。



②精算書（別紙参照）に必要事項を記載して下さい。

別紙精算書をコピーしてご使用ください。なお、窓口にも常備しております。

③事務局へお持ち下さい。

ご持参いただくもの：**参加店登録証**、**印鑑**、**精算書**、**商品券**
 印鑑：社判（横判）と印鑑（社印）をご持参下さい。社外に持ち出せない場合は、精算にお越しになれる方の印鑑（個人の認印）をお持ち下さい。

④精算書表記載枚数と実際の枚数を確認後、小切手にてお支払いいたします。

※阿寒町商工会、音別町商工会は別途お問合せ下さい

※飲食店専用商品券の利用対象業種（日本産業分類より抜粋）

食堂、レストラン、すし店、焼き肉店、中華料理店、そば・うどん店、ラーメン店、割烹、居酒屋、炉ばた、バー、スナック、ナイトクラブ、喫茶店、ファーストフード店、お弁当店、食事宅配サービス店、その他の一般飲食店（たこ焼き店、お好み焼き店等）、（飲食並びに飲食に伴うサービス提供事業者）
 尚、タクシー・運転代行業は、両方の商品券がご利用できます。

○2種類の商品券がございます。

お取り扱いの商品券をお間違えの無い様、お受け取り下さい。
 （商品券の見本を同封しております。）

釧路市エール商品券

釧路市プレミアム付商品券事業

参加店必携

釧路市釧路地区用

（※阿寒地区、音別地区は別の注意事項がございます。）

「北海道スタイル」の対応をお願いいたします。

（参考：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>）

事業者の皆さまへ「7つのポイント」への取り組みをお願いします

「北海道スタイル」はじめよう。

お問合せ・連絡先

2020 釧路市プレミアム付商品券事業実行委員会		
【釧路地区事務局】	【阿寒地区事務局】	【音別地区事務局】
釧路商工会議所 釧路市大町1-1-1 Tel : 0154-41-4141・4143 釧路市商店街振興組合連合会 釧路市大町1-1-1 Tel : 0154-44-6500	阿寒町商工会 釧路市阿寒町新町2-6-3 Tel : 0154-66-3311	音別町商工会 釧路市音別町朝日2-18 Tel : 01547-6-2532
https://www.kuhcci.or.jp/ （釧路商工会議所HP内）		

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者や市民の活動が停滞する中、釧路市内の事業者が困窮を極めている状況から逸早く抜け出せるように、早期に市民の暮らしへの支援と個人消費の促進を図り、商業やサービス業・飲食店など地元事業者を支え、応援することを目的として、釧路市全体の経済回復に向けたプレミアム付き商品券事業を実施致します。

対象者	釧路市民に限ります。
購入限度	物販等専用 1冊10,000円 を1人 3冊まで(3万円まで) 飲食店専用 1冊 5,000円 を1人10冊まで(5万円まで) ※重複して購入可。
上乘せ率	物販等専用 20% (プレミアム補助額：1冊あたり2,000円) 飲食店専用 40% (プレミアム補助額：1冊あたり2,000円)
額面	1枚当たりの額面：1,000円

使用可能期間

2020年(令和2年)7月15日(水)～2020年(令和2年)12月31日(木)まで
〃 9月1日(火)～2021年(令和3年)2月28日(日)まで

参加料・精算手数料

精算の際の手数料負担はございません(額面等価交換)。参加料も必要ございません。

精算方法

各月15日までに受け取った商品券を当月25日までに、各月末日までに受け取った商品券を翌月10日までを目安に、参加店登録証をお持ちの上、当事務局(釧路地区：釧路商工会議所、阿寒地区：阿寒町商工会、阿寒湖温泉地区：阿寒町商工会湖畔支所、音別地区：音別町商工会)へご持参下さい。商品券と引き換えに、小切手でお支払いいたします。小切手による受取が困難な場合は、別途ご相談をお願いいたします。尚、精算手続きは、7月20日開始以降、2021年3月10日まで随時受付いたします。【事務局開設時間：平日 9：00～17：00(土日祝祭日休業)】

商品券を利用できない商品・サービス

商品券を利用できない商品・サービス

- ①税金・公共料金の支払い(電気・ガス・水道料金等)
- ②換金性の高い金券等の購入(商品券、ビール券、図書カード等、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ③資産形成となるものや金融商品の購入(土地、家屋、車両、有価証券等)
- ④商品券の現金化や金融機関への預け入れ
- ⑤病院代、保険調剤への支払い
- ⑥たばこの購入(定価販売の為)
- ⑦性風俗特殊営業やギャンブル等にかかる支払い
- ⑧事業の仕入れの支払い
- ⑨参加店が特別に指定する商品または、サービス
- ⑩その他、相応しくないと認めるもの

参加店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ・参加店であることが明確になるよう、参加店ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ・利用者が使用する商品券について、受け取って問題がないか確認をして下さい。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を「当実行委員会事務局」にも報告して下さい。確認用として配布する見本は、商品券を取り扱う全ての方に周知下さい。
- ・商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の販売、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

商品券取り扱い厳守事項

- ・商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ・商品券と現金との交換は禁止しています。
- ・商品券面額以下の利用の場合であっても釣銭は出さないで下さい。
- ・不足分は現金等で受け取って下さい。
- ・商品券で購入ができない商品等がある場合、他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外などを定める場合は、わかりやすく表示して下さい。
- ・利用期限を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。受け取った場合の換金はできません。
- ・商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者(釧路市消費拡大推進委員会)は責を負いません。
- ・商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- ・阿寒地区、音別地区の店舗は精算方法などが異なりますので、各地区専用の要綱をご覧ください。(詳細は阿寒町商工会、音別町商工会にお問い合わせ下さい)
- ・登録された参加店舗では、飲食店と物販等の業種で指定された商品券以外は、受け取らないようにお願いします。

商品券の整理・集計と精算(換金)の手続きについて

受取商品券の整理、集計等は以下を参考に行ってください。

取扱枚数が著しく多い事業所、独自に商品券取扱規定等がある事業所は別途ご相談下さい。

- ①商品券を100枚ごとに束ねて下さい。
- ②精算書(別紙参照)に必要な事項を記載して下さい。別紙精算書をコピーしてご使用ください。なお、窓口にも常備しております。
- ③事務局へお持ち下さい。ご持参いただくもの：参加店登録証、印鑑、精算書、商品券
事務局：釧路市大町1-1-1 道東経済センター4階 釧路商工会議所内 TEL41-4143
- ④精算書記載枚数と実際の枚数を確認後、小切手にてお支払いいたします。
※詳しくは次頁の【解説】をご覧ください。

参加店舗の取り消し等

本書およびその他関係書類記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

その他留意事項

- ・本書および関係書類に記載されていない事項に関しては、その都度協議の上、決定します。
- ・参加登録店舗情報(店舗名称、所在地、業種等)は、ホームページで公表します。
- ・その他、ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局へお問い合わせください。